

# デイサービスセンター太陽園重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(北海道指定 第 0174600106 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス及び帯広市介護予防・日常支援総合事業（第1号通所事業）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方、基本チェックリストを受け事業対象者となった方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	1
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
5. 連帯保証について	5
6. 苦情の受付について	5
7. 秘密保持	5
8. 事故予防・事故発生時の対応	5
9. 緊急時の対応方法	6
10. 非常災害時の対応	6
11. 損害賠償について	6
12. 虐待防止について	6
12. その他	6

## 1. 事業者

- ①法人名 社会福祉法人帯広太陽福祉会
- ②法人所在地 帯広市上帯広町西1線76番地2
- ③電話番号 0155-64-5061
- ④代表者氏名 理事長 高橋 勝 坦
- ⑤設立年月 昭和57年5月1日

## 2. 事業所の概要

- ①事業所の種類 指定通所介護事業所  
(平成12年 1月25日指定 北海道0174600106号)  
帯広市介護予防・日常支援総合事業(第1号通所事業)  
(平成18年 3月15日指定 北海道0174600106号)  
当事業所は特別養護老人ホーム太陽園に併設されています。
- ②事業所の目的 指定通所介護及び指定介護予防通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービス及び帯広市介護予防・日常支援総合事業(第1号通所事業)を提供します。
- ③事業所の名称 デイサービスセンター太陽園
- ④事業所の所在地 帯広市大正町西1線96番地1
- ⑤電話番号 0155-64-5565  
0155-64-5079 (FAX)
- ⑥事業所長(管理者)名 道下 昌和
- ⑦当事業所の営業方針 事業所の従業員は、要支援者及び要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、身体機能の維持向上を図る。
- ⑧開設年月 平成6年4月1日
- ⑨通常の事業の実施地域 帯広市全域
- ⑩営業日及び営業時間

営業日	月～土(12月31日～1月3日を除く)
サービス提供時間	10:20～15:40(5時間20分)

- ⑪利用定員 1日30名(介護予防通所介護、総合事業含む)

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス等を提供する職員として、以下の職種を配置しています。

【主な職員の配置状況】 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	職種	人数
事業所長(管理者)	1名(兼務)	看護職員	2名(兼務)
生活相談員	3名(兼務2名)	機能訓練指導員	兼務対応
介護職員	12名(兼務2名)		

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
介 護 職 員	勤務時間 8：30～17：30
看 護 職 員	勤務時間 8：30～17：30 原則として1名の看護職員が勤務します。
機能訓練指導員	不定期（看護職員による）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

【通所介護】

〈サービスの概要〉

- ① **食事**＝食事の準備・介助を行います。
- ② **入浴**＝入浴又は清拭を行います。寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ **排泄**＝ご契約者の排泄の介助を行います。
- ④ **送迎**＝ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。また、通常の事業の実施地域外への送迎につきましては、特別に費用をご負担いただく必要はございませんが、送迎に要する時間を考慮し、利用可能かどうかの判断をさせていただきますので、ご了承ください。

☆選択的サービス

- ① **個別機能訓練**＝機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、心身等の維持向上のための訓練を実施します。

〈サービス利用料金〉

別紙「利用料金表」をご参照ください。

【帯広市介護予防・日常支援総合事業（第1号通所事業）】

☆選択的サービスについては、利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス・支援計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的服务～契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

- ① **食事**＝食事の準備・介助を行います。
- ② **送迎**＝ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。また、通常の事業の実施地域外への送迎につきましては、特別に費用をご負担いただく必要はございませんが、送迎に要する時間を考慮し、利用可能かどうかの判断をさせていただきますので、ご了承ください。

☆選択的サービス

① **運動器機能向上サービス**＝機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

〈サービスの利用頻度〉

☆ 利用する曜日や内容等については、介護予防サービス・支援計画に沿いながら、ご契約者と協議のうえ決定し、介護予防通所介護計画に定めます

☆ ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

〈サービス利用料金〉

別紙「利用料金表」をご参照ください。

☆ご契約者がまだ要介護又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の提供に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要〉

① 食事の提供（食費）

栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供することにかかる費用です。

（食事時間） 12：00～12：30

② レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

ただし、おむつ代については、現物でお返しいただければ費用のご負担は必要ありません。

⑤ 時間延長サービス

通常サービス提供時間は10：20から15：40ですが、ご希望により朝は9：10から、夜間は最大17：30までの時間延長が可能です。ただし当日の職員数によってお断りさせていただく場合もありますので、ご了承ください。なお、送迎はご家族の方に行っていただきます。

〈サービス利用料金〉

別紙「利用料金表」をご参照ください。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明いたします。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記のサービス利用料金及び食費は、翌月初めにお渡しする請求書にて確認し、口座引き落とし（ゆうちょ銀行・帯広信用金庫・大正農協・川西農協）にてお支払いください。また、都合により現金又は利用毎の支払いを希望される場合は、この限りではありません。

### (4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

#### ○通所介護

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金（自己負担額）の半額

#### ○帯広市介護予防・日常支援総合事業（第1号通所事業）

月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

契約者の体調不良や状態の改善等により、介護予防通所介護計画に定めた期日より少ない又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）と調整のうえ、介護予防サービス・支援計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

月ごとの定額制となっていますが、月の途中から利用開始したり、月の途中で終了した場合や、月の途中で要介護区分が変更となった場合には日割り計算を行います。また、ショートステイを利用した場合には、その入居期間（入退居日を含む）を除いて日割り計算を行います。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○諸事情により長期休止された場合の再利用につきましては、新規御利用者を優先させて頂きますが、その後の利用については、できるだけ早い時期に再利用して頂けるよう相談調整を進めてまいります。

## 5. 連帯保証について

契約者は、本重要事項説明書上掲施設に対して負担する一切の責務を極度額120万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

## 6. 苦情の受け付けについて

### (1) 当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

在宅課長補佐 猪子 弥香

○受付時間 月曜日～土曜日

9：00～17：00

○連絡先 0155-64-5565

### (2) 第三者委員

○鬼崎 芳彦 帯広市愛国町基線41番地15

(0155) 64-4104

○木下 美智夫 帯広市太平町251番地

(0155) 60-2407

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

帯広市役所 介護高齢福祉課 地域福祉課総務係	帯広市西5条南7丁目 0155-65-4151 0155-65-4146
国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5161

## 7. 秘密保持

当事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、当事業所の職員であった者についても、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

サービス担当者会議等において、利用者又は家族の情報をを用いる場合は、それぞれあらかじめ文書で同意を得ることとします。

## 8. 事故予防・事故発生時の対応

当事業所では、サービスを提供するにあたって事故の起こることがないように細心の注意を払います。

サービスの提供により事故が発生した場合、利用者の家族、市町村へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

事故が発生した場合、その原因を解明し、防止策を講じて事故の再発防止に努めます。

## 9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状の急変等があった場合は、主治医、救急隊へ連絡するなど、

「緊急時・事故発生時対応マニュアル」に基づき、必要な処置を講じます。また、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

#### 10. 非常災害時の対応

非常時の対応：別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

#### 11. 損害賠償について

当センターにおいて、事業者の責任によりご契約者及び家族に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者及び家族に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

#### 12. 虐待防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を設定しています。

虐待防止責任者：施設長 道下 昌和

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 研修等を通じて職員の契約者に対する人権意識・知識の向上に努めます。

(4) サービス提供中に、当時業所職員又は養護者（契約者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

#### 13. その他

- ・ 他の利用者との関係を鑑み、飲食物の持参や他利用者様との物のやり取りはご遠慮させていただきます。
- ・ 職員への贈り物、祝金などに関するものは、謹んでご辞退いたします。
- ・ ご契約者(またはその家族等)及びご利用者によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動(カスタマーハラスメント)が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合はサービスの中止や契約を解除いたします。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター太陽園

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス等の提供開始に同意しました。

利用者氏名

署名代行者

住 所 続柄 ( )

氏 名

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規程に基づき、利用申し込み者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## デイサービスセンター太陽園

### 《 ご利用料金表 》

#### ■ 帯広市介護予防・日常支援総合事業（第1号通所事業）

介護度	予防給付利用者負担額（1割負担）				保険対象外 （全額自己負担）
	基本料金 （月額）	各種加算（月額）			昼食代 （1回）
		サービス提供 体制強化加算（I）	科学的介護 推進体制加算	介護職員処遇 改善加算	
事業対象 者 要支援 1	1,798円 （入浴なし1,598円） （送迎なし1,422円）	88円	40円/月	左の額の合計 × 9.2%	630円
要支援 2	3,621円 （入浴なし3,221円） （送迎なし2,869円）	176円			

介護度	予防給付利用者負担額（ <u>2割負担・3割負担</u> ）				保険対象外 （全額自己負担）
	基本料金 （月額）	各種加算（月額）			昼食代 （1回）
		サービス提供 体制強化加算（I）	科学的介護 推進体制加算	介護職員処遇 改善加算	
要支援1	3,596円 （5,394円）	176円 （264円）	80円 （120）/月	左の額の合計 × 9.2%	630円
要支援2	7,242円 （10,863円）	352円 （528円）			

※ 基本料金（月額）には、送迎及び入浴の料金が含まれます。

※ （ ）内は3割負担の場合です。

※ ひと月あたりの利用回数や加算の内容については、ご利用者の意向に沿って作成される「介護予防ケアプラン」において設定されます。

※ 要支援1の方は、週に1回のご利用、要支援2の方は、週に2回の利用が標準とされております。

※ 帯広市介護予防・日常支援総合事業（第1号通所事業）の利用で、送迎・入浴を希望しないことが「ケアプラン」上に計画されている場合は、利用料金を変更されます

■ その他の費用（全利用者共通）

レクリエーション・クラブ活動	材料費実費
複写物の交付	1枚10円
時間延長サービス	30分につき500円

紙おむつ・紙パンツ	1枚60円
尿とりパット	1枚 20円

■ デイサービス（通所介護）

介護度	介護保険利用者負担額（1割負担）						保険対象外(全額自己負担)	1日あたり利用金額
	基本料金(日額)	各種加算(1回)						
		入浴加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	科学的介護推進体制加算	介護職員処遇改善加算	昼食代(1回)	
1	570円	40円	加算Ⅰ 56円	22円	40円/月	左の額の合計 × 9.2%	630円	1,445円
2	673円							1,557円
3	777円							1,671円
4	880円							1,783円
5	984円							1,897円

介護度	介護保険利用者負担額（ <u>2割負担・3割負担</u> ）						保険対象外	1日あたり利用金額
	基本料金(日額)	各種加算(1回)						
		入浴加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算	介護職員処遇改善加算	昼食代(1回)	
1	1,140円 (1,710円)	80円 (120円)	加算Ⅰ 112 (168円)	44円 (66円)	80円/月 (120円)	左の額の合計× 1.1% 80円/月 (120円/月)	630円	2,260円 (3,075円)
2	1,346円 (2,019円)							2,485円 (3,412円)
3	1,554円 (2,331円)							2,712円 (3,753円)
4	1,760円 (2,640円)							2,937円 (4,090円)
5	1,968円 (2,952円)							3,164円 (4,431円)

※ 基本料金（日額）には、送迎料金が含まれます。

※（ ）は、3割負担の場合です。